

東京都区市町村立学校の学校給食費等の助成に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、東京都（以下「都」という。）並びに東京都内の区域に存する特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が一体となつて、義務教育諸学校在籍する児童及び生徒の学校給食費等を助成することにより、保護者等の負担を軽減するとともに学校給食等の質の維持向上を図り、もつて子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校給食費 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項の学校給食費をいう。
- 二 寄宿舎食費 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五百十七号）第一条第六号に規定する文部科学省令で定める範囲の食費をいう。
- 三 学校給食費等 学校給食費及び寄宿舎食費をいう。
- 四 義務教育諸学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校のうち、区市町村が設置する学校をいう。
- 五 保護者等 次のア及びイに掲げる義務教育諸学校在籍する者の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める者をいう。
 - ア 児童又は生徒（イに掲げる者を除く。） 当該児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者
 - イ 中学校の夜間学級に在籍する生徒のうち成年に達した者 当該生徒

（都の措置）

第三条 都は、第一条の目的を達成するため、区市町村がこの条例に定める要件に従い、その設置する義務教育

諸学校に在籍する児童又は生徒の保護者等に対し、学校給食費等の助成を実施した場合は、助成額の総額に相当する経費を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十三条、学校教育法第十九条、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条その他法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による学校給食費等に関する給付が行われたときは、同項の規定による助成の額から当該給付の額を控除するものとする。

（負担額の上限）

第四条 前条の規定による都の負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を児童又は生徒一人当たりの上限とする。

一 児童（第三号又は第四号に掲げる者を除く。） 都が設置する小学校における学校給食費の平均額として東京都教育委員会が定める額

二 生徒（次号又は第四号に掲げる者を除く。） 都が設置する中学校及び中等教育学校の前期課程における学校給食費の平均額として東京都教育委員会が定める額

三 特別支援学校に在籍する児童又は生徒（次号に掲げる者を除く。） 都が設置する特別支援学校のそれぞれの学部及び障害種別における学校給食費の平均額として東京都教育委員会が定める額

四 特別支援学校に在籍する児童又は生徒のうち当該学校附設の寄宿舎に入舎している者 都が設置する特別支援学校のそれぞれの学部及び障害種別における学校給食費等の平均額として東京都教育委員会が定める額

（助成金の返還）

第五条 区市町村長は、偽りその他の不正の行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、その者に既に

交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（区市町村への経費交付の条件）

第六条 知事は、第三条及び第四条の規定に基づき区市町村に経費を交付する際に、学校給食費等の助成の実施について必要な範囲内において条件を付することができる。

（報告及び調査）

第七条 知事は、必要があると認めるときは、区市町村長に対し、学校給食費等の助成に関する報告を求め、又は実地に調査することができ。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

義務教育諸学校に在籍する児童及び生徒の学校給食費等を助成することにより、保護者等の負担を軽減するとともに学校給食等の質の維持向上を図り、子育て支援及び教育を充実させる必要がある。